

土壤汚染対策法施行状況
(土壤汚染状況調査の実施状況及び指定区域の状況)

※①、②、④、⑦、⑨及び⑩には、平成15年2月15日から平成18年2月14日まで
の3年間の件数

※③、⑤、⑥、⑧及び⑪には平成18年2月14日現在の状況

法第3条調査関係

① 有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	<u>2 1 3 4</u> 件
② 土壤汚染状況調査の結果報告件数	<u>3 7 9</u> 件
③ 土壤汚染状況調査を <u>実施中</u> の件数	<u>6 5</u> 件
④ 都道府県知事の <u>確認</u> により調査猶予がされた件数	<u>1 6 2 9</u> 件
⑤ 上記確認の <u>手続中</u> の件数	<u>6 4</u> 件
⑥ その他 (調査を実施するか、確認の手続を行うか検討中のもの等)	<u>9 4</u> 件
⑦ 法第3条調査の結果に基づき <u>指定区域</u> として指定した件数	<u>1 0 4</u> 件
⑧ ⑦の指定区域の解除等の状況	
・全部解除済	<u>4 8</u> 区域
・一部解除済	<u>7</u> 区域
・解除を目的とせずに汚染の除去等の措置を講じた(措置済の指定区域)	<u>4</u> 区域
・汚染の除去等の措置を実施中又は検討中	<u>4 0</u> 区域
・汚染の除去等の措置を講ずる必要が生じていない	<u>5</u> 区域

法第4条調査関係

⑨ 調査命令を <u>発出した</u> 件数	<u>4</u> 件
⑩ 法第4条調査の結果に基づき <u>指定区域</u> として指定した件数	<u>2</u> 件
⑪ ⑩の指定区域の解除等の状況	
・全部解除済	<u>0</u> 区域
・一部解除済	<u>0</u> 区域
・解除を目的とせずに汚染の除去等の措置を講じた(措置済の指定区域)	<u>1</u> 区域
・汚染の除去等の措置を実施中又は検討中	<u>1</u> 区域
・汚染の除去等の措置を講ずる必要が生じていない	<u>0</u> 区域

土壌汚染対策法第3条の施行状況について

(平成15年2月15日から平成18年2月14日まで)

有害物質使用特定施設の 用廃止件数 ① 【2134件】	法第3条調査の実施		法第3条調査の猶予		その他 ⑥ (調査を実施するか、確認の 手続を行うか検討中のもの等) 【94件】
	実施済 ② 【379件】	実施中 ③ 【65件】	法第3条第1項ただし書 適用の確認済 ④ 【1,629件】	法第3条第1項ただし書 適用の確認中 ⑤ 【64件】	
	【444件】		【1,693件】		

※ 件数は、平成18年2月14日現在の数値。

有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数(2,134件)と、土壌汚染状況調査の結果報告件数、調査実施中の件数、確認件数、確認手続中件数及びその他件数の合計が一致しないことの内訳について

土地所有者等が複数である関係敷地の場合

(例) ある所有者の敷地の一部は事業を継続し、他の所有者の敷地は宅地転用するため、一部は調査猶予し、他は調査実施。
 ・該当する有害物質使用特定施設の数 28件 ・これに関し②～⑥に計上した件数の和 69件 ・差 41件

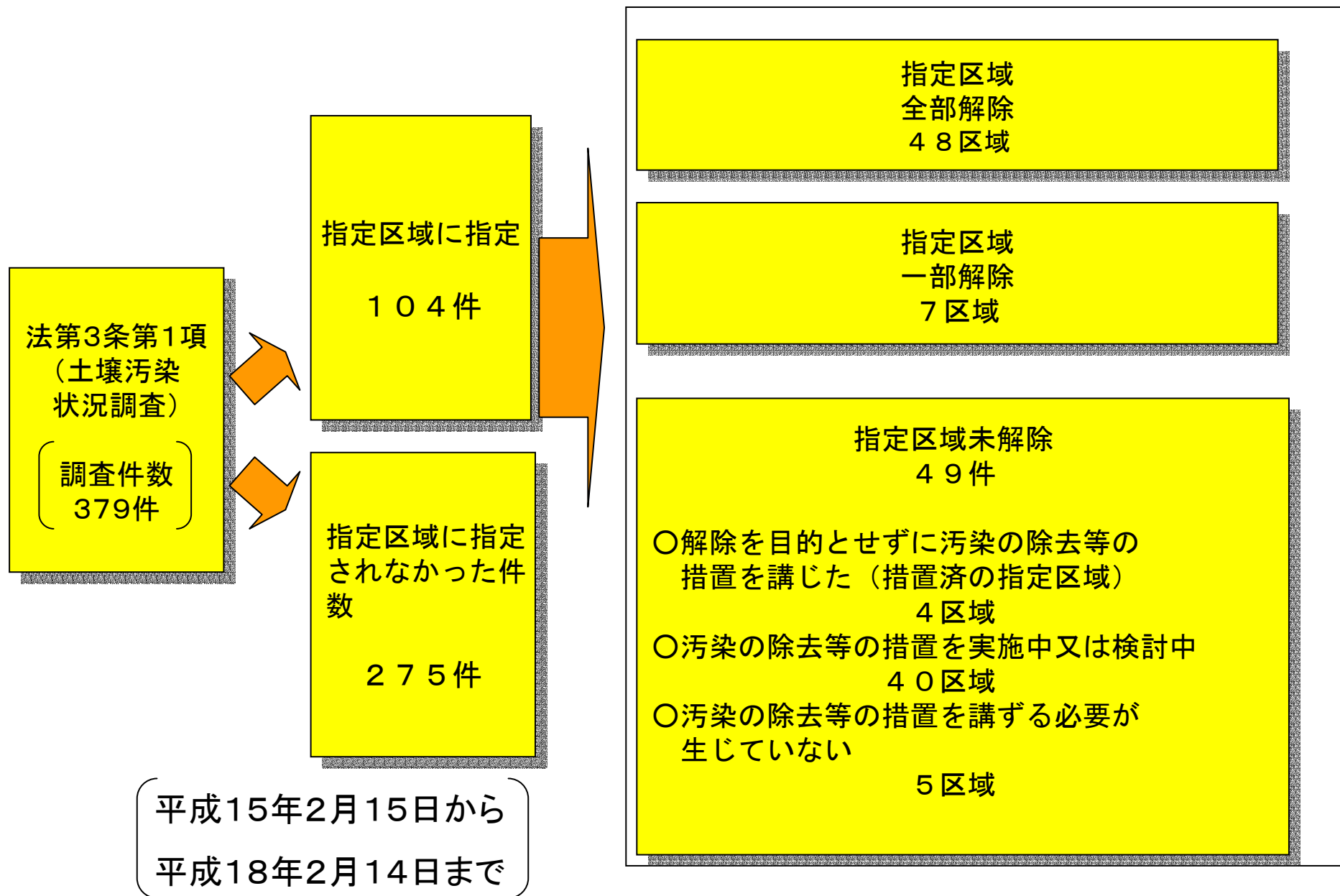
土地所有者等は単数だが、関係敷地で複数の対応の場合

(例) 敷地の一部は事業を継続し他は売却するため、一部は調査猶予し、他は調査実施。
 ・該当する有害物質使用特定施設の数 15件 ・これに関し②～⑥に計上した件数の和 31件 ・差 16件

調査猶予の確認を取り消し、調査を実施することにした場合

(例) 調査猶予の確認をしたが、その後事業場が廃止され確認を取り消し現在は調査実施中。
 ・該当する有害物質使用特定施設の数 43件 ・これに関し②～⑥に計上した件数の和 69件 ・差 26件

指定区域の状況



法第4条第1項
人の健康に被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき
〔調査件数4件〕

指定区域に指定
2件

指定区域に指定されなかった件数
2件

〔平成15年2月15日から
平成18年2月14日まで〕

